

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	2.5GHz帯広帯域移動無線アクセスシステムに係る契約数の把握	
担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課 電話番号：03-5253-5854	
評価実施時期	平成20年2月1日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 2.5GHz帯広帯域移動無線アクセスシステム(以下「BWA」という。)に係る市場動向を把握する。</p> <p>【内容】 BWAを用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対して、当該サービスに係る契約数を四半期ごとに報告させる(電気通信事業報告規則第2条)。</p> <p>【必要性】 我が国においては、光ファイバ等大容量かつ高速なデータ伝送が可能なブロードバンドサービスが順調に普及する中、無線系のアクセスシステムについては、第3世代携帯電話のデータ伝送速度を上回るBWAに対するニーズが高まっている。こうした中、昨年12月には、全国エリアでサービス提供を行う事業者に対して電波法に基づく特定基地局の開設計画が認定されており、当該開設計画の認定に際しては、他電気通信事業者への無線設備の利用の開放を義務づけるなど、多数の事業者の市場参入を期待しているところである。電気通信サービスの市場は、技術革新が早く、短期間に競争環境が大きく変わる可能性があり、規制制度を適正なものとしていくためには市場動向の的確な把握が必要。また、BWAを用いた電気通信サービスは、移動通信のみならず、条件不利地域における固定施設間の通信を実現するものとして、地域的なデジタル・ディバイド解消にも期待されており、早期に全国レベルでのブロードバンド環境整備を促進していくにあたって、地域ごとの契約状況を把握しその有効性の検証が必要。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)第2条
想定される代替案	なし	
規制の費用	<b>費用の要素</b>	
(遵守費用)	BWAに係るサービスに係る契約数の集計・報告を行う事務的負担が発生するが、新たな金銭的な負担は発生しない。	
(行政費用)	BWAを用いた電気通信サービスに係る契約数に関する事業者からの報告の受理・集計・公表を行う事務的負担が発生するが、新たな金銭的な負担は発生しない。	
(その他の社会的費用)	特になし。	
規制の便益	<b>便益の要素</b>	
	<p>(1) 我が国のブロードバンド市場の把握 BWAを用いた電気通信サービスの市場動向を国が定期的に把握することにより、現行制度の在り方について検討すること及び政策立案が可能となる。</p> <p>(2) BWAを使用した電気通信サービスの競争環境の整備 BWAを用いた電気通信サービスについては、認定事業者のみならず当該事業者の無線設備を利用してサービスを提供する事業者の参入を促進する政策をとっており、今後、活発な競争市場となることが想定されている。そのような市場の下、総務省は各事業者からBWAを用いた電気通信サービスの契約数の報告を受け、その契約数の集計結果を公表することができ、公表されたデータは企業の事業戦略にも有効に活用することができる。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	電気通信事業者に対し契約数の報告を義務づけることは、事業者には契約数の集計・報告に係る事務的負担が、行政には契約数の受理・集計・公表に係る事務的負担が発生することにはなるが、新たに金銭負担を発生させるものではなく、契約数の報告を受けないことによる行政の政策立案のための市場動向の把握及び企業の事業戦略への活用のための市場動向の把握が困難な事態となることに比して合理的な範囲の負担と考えられることから、適切なものと考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	モバイルビジネス研究会(座長:齊藤忠夫 東京大学名誉教授)において、モバイルビジネスの活性化に向けて多様な施策を総合的に展開していくことが必要とあり、また、多様な事業者による新規参入を促進する観点からもその市場動向をモニタリングすることが必要とされている。また、IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会(座長:齊藤忠夫 東京大学名誉教授)において、構成員から、データ収集は競争評価のプロセス全般にわたって重要な問題であることが指摘されている。本評価書の作成に当たっては、当該研究会で出された報告書等の内容を参考にしている。	
レビューを行う時期又は条件	BWAを用いた電気通信サービスは、平成20年夏以降に開始される予定であるが、電気通信サービスの内容等は、サービス開始後も、競争環境の変化に応じて常に変化していくものであるため、必要に応じて適宜改正を行うこととする。	
備考		